
プロジェクト **のれん及び減損**

項目 **2019 年 6 月 IASB ボード会議の議論：のれんの償却の再導入**

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）ののれん及び減損リサーチ・プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連して、2019 年 6 月開催の IASB ボード会議で議論された、のれんの償却の再導入に関する審議の概要をご紹介しますことを目的としている。

これまでの経緯

2. IASB は、2008 年に IFRS 第 3 号「企業結合」及び関連する会計基準の改正を公表し、その適用後レビュー（以下「PIR」という。）を 2013 年から開始した。その後、2015 年 6 月に、PIR の対応のため特に焦点を当てるべき領域として、のれんの減損テストの有効性・複雑性への対応、のれんの事後の会計処理（減損のみアプローチを維持するか、のれんの償却アプローチ（償却及び減損）に変更するか）を識別し、IASB は、PIR の対応のためのプロジェクトを進めている。

当該プロジェクトでは、当初、のれんの減損テストの有効性の改善を行うために、取得者側の自己創設ののれんの寄与を取り除いて、取得のれんの減損を明瞭にしていくアプローチ（いわゆるヘッドルーム・アプローチ）を検討した。しかし、アプローチの複雑性等の批判を受けて、ヘッドルーム・アプローチの検討を断念している。

3. 前項の経緯を踏まえて、IASB は、2018 年 7 月開催の IASB ボード会議においてプロジェクトの目的を再設定し、以下のとおり暫定決定した。
 - (1) 企業結合が良い投資意思決定であったかどうか、及び取得した事業が取得時に期待されたとおりに企業結合後に業績を挙げているかどうかを、投資家がより効果的に評価する助けとなるように開示を改善できるかどうかを検討する目的を追求する。
 - (2) 次の事項を検討することにより、のれんの会計処理の簡素化の目的を追求する。
 - ① 償却の再導入
 - ② のれんの強制的な年次の定量的な減損テストの免除

- (3) IAS 第 36 号「資産の減損」から次の事項を削除することにより、使用価値の計算を改善する目的を追求する。
- ① 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを、使用価値の計算から除外する制限
 - ② 使用価値の計算において、税引前のインプットを使用するという要求事項
4. 2019 年 6 月開催の IASB ボード会議では、前項の目的のそれぞれに対応して、今後公表を予定しているディスカッション・ペーパーに含める IASB の予備的見解を議論している。

このうち、前項(2)①ののれんの償却の再導入の検討に関しては、現行の減損のみアプローチとのれんの償却アプローチ（償却及び減損）を比較し、減損のみアプローチに代わり、のれんの償却アプローチ（減損及び償却）を再導入すべきかどうかを検討している。

IASB スタッフの提案

5. IASB スタッフは、前項の論点に関して、2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」の公表及び IAS 第 36 号「資産の減損」の改訂が行われるまでに議論の積み重ねがあった経緯を踏まえて、単に、のれんの償却アプローチと現行の減損のみアプローチを概念的に比較するのではなく、償却再導入に十分な論拠があるか否か、また、再導入による便益がそれに伴うコスト及び混乱を上回るか否かを評価するとしている。
6. IASB スタッフは、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューからのフィードバック等を踏まえて、減損のみアプローチ維持を支持する見解とのれんの償却再導入を支持する見解を整理し（別紙参照）、両者の見解の論拠を比較衡量した結果、償却の再導入を正当化するのに十分、強力な証拠があるとは考えていないとして、減損のみアプローチを維持すべきであるという予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めることを提案した。

IASB ボード会議における議論の内容

7. 審議の結果は、次のとおりである（2019 年 6 月 IASB update より）。

IASB は、のれんの事後の会計処理として、現行の減損のみモデルを維持すべきであ

り、のれんの償却を再導入する提案を開発しないとの予備的見解に至った。

しかし、この決定に賛成したのは14名のIASB理事のうち8名のみであり、6名は反対したので、ディスカッション・ペーパーでは両アプローチの主張を説明することとしている。

8. IASB ボード会議では、各理事から、以下のような意見が聞かれた。

(減損のみアプローチ維持を支持する主な意見)

- (1) 減損の認識の適時性に関して、のれんの残高が大きいことで、減損が不適切になっていることが指摘されるが、必ずしもそのれんの残高と減損の適切性に関係があるとは言えず、‘too little, too late’の問題が生じているという証拠には疑問がある。実際、減損テストが機能しているか否かを判断することは難しく、償却を導入することは、基準そのものでなく、その運用を原因として現行のアプローチを放棄することにつながる可能性がある。比較衡量の結果、私がスタッフ提案（減損のみアプローチ維持）を支持するのは、償却の情報内容に疑問があるからである。のれんは価値が減耗する資産であり、いつまでも存在し続けるものでないことは理解するが、ある年限で完全に費消されるとも言えず、償却はのれんの経済的実質を反映しない。
- (2) 私が意見を聞いた株式のアナリストの大多数は償却に反対している。債券のアナリストは、償却も減損も分析に関係ないとしている。また、小規模企業を分析する信用格付機関は、のれんを控除した有形の正味の価値（tangible net worth）に注目している。
- (3) 償却は、受託責任の観点で重要となる企業が支払った金額に関する情報を取り除いてしまう。また、償却によりCGU内のヘッドルームに余裕ができ、減損が認識されにくくなる。我々が観察していることは、IAS第36号がうまく適用されていないということであり、基準そのものよりも、基準の適用に原因がある可能性がある。この対応として、適用のサポートを検討することが考えられる。
- (4) 法域によっては、IFRSに移行後、短期間のうちに、償却を再導入されると、IFRSの合理的な根拠に疑いが生じる懸念がある。

(のれんの償却再導入を支持する主な意見)

- (1) アジェンダ・ペーパーは、次の点を明確にしている。それは、過去にIASBボードが、のれんのシールドリング効果を十分に認識していたということである。しかしながら、当時のボード・メンバーは、それが重要な問題であるとは考え

ていなかったように思われる。シールドイング効果によって、のれんの減損が too late となることが不可避であることは、重要な問題である。このため、償却の再導入を行うべきであると考ええる。

償却の再導入には多くの反対意見があり、恣意的な数値であるという意見があることを承知している。一定の償却年数を導入して、比較可能性を確保することも考えられる。

償却が何も有用な情報を提供しないという意見に対しては反対する。のれんは、ほとんどの資産と同様、価値が減耗する資産 (wasting assets) であり、それが多くの人々に認識されている。そうであれば、損益計算書で、償却を示していないことは、誤った情報を伝えていることになる。少なくとも短期的には、資本市場の利益拡大、売上拡大をコストなく行うインセンティブともなっている。これは誤りである。

すべての投資家ではないが、多くの投資家が、償却費を取り除く調整を行ったうえで分析を行っている。それは、そうさせておけば良い。損益計算書において、のれんが無料ではないこと（企業結合から生じる便益に対してコストがかかっていること）を思い出させることは、資本市場にとって重要である。現在、企業の利益がインフレとなっているのは確実である。最終的に減損が起きるが、それは、単にのれんの価値を費消しているのであり、償却が望ましい。

償却後の減損の情報の有用性が低下するという意見にも同意しない。償却は、（減損に比べて）適用上のコストを削減するものである。マクロ経済では、低利息で借入を行う誘因がある。減損が適切に機能せず、'too little, too late' となることは、開示による対応を行っても、金融危機時に巨額の減損が生じることとなり、IASB が責任を問われることになる。完璧ではないとしても、簡素化の一環として、償却を再導入し、'too little, too late' の問題に対処すべきである。（議長）

- (2) 減損のみアプローチは機能しておらず、実施にコストを要する問題がある。年次の定量的な減損テストの免除は、PIR への適切な対応ではない。（2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を導入した際に）減損テストが厳格で運用可能であることを前提として減損のみアプローチに移行したが、実際にはそうではなかった。IASB スタッフは、（償却再導入の根拠となる）新たな概念的な議論がないというが、PIR によるフィードバックを通じて、減損テストが機能していないという新たな情報が得られている。償却の再導入は、今後 10 年間に向けた PIR への簡潔な回答である。減損テストの有効性を改善せず、償却もしなければ、PIR への回答がなくなってしまう。

- (3) PIR のフィードバックを通じて判明した減損のみアプローチの欠陥に対応する機会を逃すべきでない。また、フェイルセーフの観点を踏まえて、減損のみモデルと、償却及び減損モデルのどちらが望ましいかを検討すべきである。例えば、減損のみモデルは、経営者の行動に重要な影響を与えており、モラルの問題も引き起こしている。また、財政状態計算書ののれんの過大計上のみではなく、財務業績の計算書における純損益の過大計上にも影響している。
- (4) PIR から 5 年経過しているが、減損テストの中心的な問題に対処する改善案が示されておらず、PIR が機能していない。減損テストを運用する上での中心的な問題は、(企業結合後に) 事業の統合が進み、CGU 自体が消滅することによって、キャッシュ・フロー、顧客、及びのれんの回収可能性の間にある連携がもはや存在しない場合の対処である。

我々は、減損テストを改善する他の方法を見出していない。現行の減損テストの要求事項は、確認的な情報をもたらすのみであり予測的な情報をもたらさないが、非常にコストを要する。現状では、減損テストの継続を支持するに足る強い根拠はない。上記の減損テストの中心的な問題を解決せずに、減損のみモデルに留まる提案は、我々の責任が問われることになる。

たとえ莫大な財産を有する豊かな企業を取得する場合であっても、多額のプレミアムが支払われることから、(当該取得に要した) 公正な価格 (fair price) は常に減損の対象となる。

減損のみアプローチに関しては、時間が経過して統合が進む場合に、のれんの取扱いが困難となる実務上の課題がある。この点、償却は最も適用が容易である。

(その他の意見)

- (1) IASB スタッフの提案に賛成するものの、IASB スタッフは、減損の目的を CGU 全体の簿価について回収可能性を確保することとしているが、それは取得のれんを他の資産と区別して測定できないことに伴う結果であって、目的ではない。
- (2) ディスカッション・ペーパーに含める予備的見解の暫定決定を行うことに違和感がある。ディスカッション・ペーパーで問うべきことは、IASB が選好するアプローチを現行の減損のみアプローチとして、償却を再導入すべきか否かということである。もし、暫定決定が償却の場合、今後、デュー・プロセスに沿った検討を行う数年に渡って、現行のアプローチとの矛盾を抱える奇妙な状況になってしまう。

今後のステップ

9. IASB は、2019 年 7 月開催の IASB ボード会議でディスカッション・ペーパーの投票プロセスを開始するか否かについて決定するとしており、当該ディスカッション・ペーパーは、2019 年末頃の公表を予定している。

ディスカッション・ポイント

2019 年 6 月開催の IASB ボード会議で議論されたのれんの償却の再導入の議論に関して、質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

アジェンダ・ペーパーで示された IASB スタッフの分析と提案（IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパー18B 仮訳の関係箇所の抜粋）

（前 略）

（IASB スタッフの分析及び提案）

41. 本節では、これらの一連の議論をさらに分析する。議論を検討する際に、IASB が現在直面している問題が、のれんの償却アプローチが、減損のみアプローチよりものれんの事後の会計処理において概念的により良いアプローチであるかどうかを評価することではないことを覚えておく価値がある。その代わりに、のれんの償却を再導入する変更を行う十分な論拠があるのかどうか、またそのような変更による便益（ある場合に）が、要求事項を再度変更することによって生じるコスト及び混乱を上回るかどうかの問題である。
42. 償却再導入の支持者は以下のとおり結論付けている。
 - (1) IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバック（すなわち、減損テストはコストがかかり複雑であり、適時に減損を認識するものではなく、確認価値情報しか提供しない。）は、2004 年に IFRS 第 3 号が公表された時に IASB が予想したものではない。
 - (2) のれんの事後の会計処理を償却アプローチから減損のみアプローチへ変更する決定は、仮に今行われれば、コスト・ベネフィットを満たさない可能性がある。
 - (3) 償却再導入により財務諸表の作成者に対する情報の喪失は、IASB が検討している新たな開示によって軽減されるだろう。
 - (4) のれんの事後の会計処理の目的は、関連する企業結合の将来の便益の見積りが減少又は受け取るにつれて、取得したのれんの帳簿価額を減少することであるべきである。
 - (5) ヘッドルーム・アプローチに関する作業は、シールドイング効果をより明確に強調し、(4)に記述された目的を達成するために減損テストを修正すること

は不可能であることを示した。そのため、減損テストのみに依拠すると、取得したのれんの帳簿価額が過大となる可能性がある。

- (6) 財政状態計算書上に取得したのれんが維持されていることは、企業結合が実際には失敗している場合でも成功が続いていると利用者が誤認する可能性がある。
- (7) 償却アプローチは、減損テストのプレッシャーを軽減し、減損テストを実施するコスト及び複雑性を多大に減少する唯一の方法である。中小企業向け IFRS の結論の根拠における利害関係者からのフィードバックは当該内容を説明しており、兆候をトリガーとする減損のみアプローチが提案された場合でも、利害関係者は償却アプローチがコストを削減すると主張している。
- (8) 償却アプローチは、減損のみアプローチに比べ、より早く、かつより費用対効果の高い方法で取得したのれんの帳簿価額を減少し、取得したのれんを単独で対象とし、生じる過大な簿価の可能性を減少させる。したがって、‘too late’問題への適切な対応である。

43. 減損のみアプローチ維持の支持者は以下のとおり結論付けている。

- (1) IASB の作業は、取得したのれんを取得後に直接測定すること、及び取得したのれんを単独で対象とするよう減損テストを修正することは可能ではないという IASB が 2004 年に達した結論を確認した。
- (2) したがって、減損テストの目的は、取得したのれんの帳簿価額が CGU の他の（正味の）資産の帳簿価額とともに、CGU ののれん（取得したのれん及び自己創設のれん）が CGU の他の資産とともに共同で生成するキャッシュ・フローにより裏付けられていることを確実にすることであり続けるべきである。
- (3) 減損テストが正しく運用された場合には、取得したのれんの帳簿価額は、取得したのれんが他の資産と共同で生成に寄与した CGU のキャッシュ・フローから回収可能である。したがって、取得したのれんの帳簿価額は「過大評価」されているのではなく、減損損失が‘too late’と認識されるという懸念は、減損テストの目的が取得したのれんを直接テストすることではないため、減損テストを通じて対処することはできない。

- (4) IASB は、IFRS 第 3 号（及び改訂 IAS 第 36 号）を開発した時である 2004 年にシールディング問題、及び当該問題が減損損失の認識に与える可能性のある影響を認識していた。したがって、PIR のフィードバック及び当該プロジェクトで得られた証拠の当該要素（シールディング問題）は予想外のことはない。
- (5) のれんの耐用年数は、しばしば確定できないものとみなされるが、無限ではない。原則として、取得したのれんをその耐用年数にわたって償却することは適切であるが、合理的な方法で費消期間又は費消パターンを見積ることは不可能であり、したがって償却費は完全に恣意的であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない。結果として、減損のみアプローチによって提供される情報は、償却アプローチによって提供される情報よりも（その制限にもかかわらず）利用者にとってより有用である。
- (6) IASB はまた、減損テストのコスト及び複雑さを軽減する可能性のある変更を検討しており、したがって IFRS 第 3 号の PIR からのフィードバックの前述の要素（コスト及び複雑さ）に対応している（強制的な年次の定量的な減損テストの免除、使用価値計算の変更）
- (7) 償却を再導入しても減損テストの必要性が排除されるわけではない。したがって、償却が非現実的なほど短期間でない限り、企業結合後の最初の数年間におけるのれんの会計処理及び減損テストのコストを大幅に削減するとは考えにくい。さらに、堅牢な償却アプローチが開発された場合には、のれんの会計処理の複雑さが増す可能性がある（例えば、耐用年数の決定は非常に判断があるものと考えられる。）。中小企業向け IFRS の結論の根拠に含まれるフィードバック（第 42 項(7)参照）は、異なる文脈である。すなわち、回答者は多くの中小企業はより規模が大きく、上場している企業ほど正確に減損を評価することは困難であり、情報は信頼性を損ねる可能性があり、したがって中小企業向け IFRS の要求事項には、トリガーを基礎とする減損テスト及び短い最大償却期間（より長い耐用年数が信頼性を持って確立できない場合には 10 年）が含まれていることを承知している。
- (8) 企業結合が成功したかどうかを利用者に知らせることは減損テストの目的ではない。その結果、取得したのれんについて減損損失が認識されなかったとしても、その事実は自動的に企業結合が成功したことを意味するわけではない。

く、取得したのれんの帳簿価額が必ずしも企業結合後に未だ残る企業結合から生じた当初の便益を描写するわけでもない。IASBは、企業結合が成功したかどうかを財務諸表利用者が自ら評価できるようにするために、事後の企業結合の業績に関する情報を利用者に提供する考えられる開示要求の検討を追求している。

- (9) 償却を再導入しても、減損テストの適用に伴う問題（例：経営者の楽観主義）によって生じる‘too late’問題は解決されない。さらに、のれんの耐用年数が恣意的である場合、恣意的な償却費控除後の取得したのれんの帳簿価額は、必ずしも企業結合から生じる当初の便益を、減損のみアプローチよりも著しく良く描写するとは限らない。

(中 略)

47. 利害関係者は、事後ののれんの会計処理及びのれんを償却するかどうかに関して常に対立し、かつ強い見解を有してきたが、彼らの見解は多くの対立する歴史的議論に基づいている。IFRS 第3号のPIR中及びその後に寄せられたフィードバックは、この多様性が減少した証拠、又は新しい概念的な議論の証拠を提供していない。
48. IFRS 第3号のPIRからのフィードバック及び上記で概説したプロジェクトの発見事項の文脈で償却を再導入するかどうかを検討すると、償却の再導入及び減損のみアプローチの維持について対立する議論が生じる。利害関係者はこれらの議論について歴史的な議論でなされたものと同じくらい強い意見を持つだろう。IASBスタッフは、IFRS 第3号のPIR及びその後の当該プロジェクトの発見事項に照らして、当該議論は引き続き均衡しており、両アプローチにも限界があるため、IASBの過去の決定を覆す強い事実はないと考えている。
49. 償却の再導入についての議論にどれほど説得力があるかについても議論の余地がある。
- (1) 償却再導入の支持者の主な根拠（key driver）は、減損テストが「破綻」しており、その結果、のれんの過大評価を避けるために何らかの方法でのれんの帳簿価額を減らす必要があるという認識である。しかし、減損テストが適切に実施されていれば、のれんの残高は過大ではない（すなわち、CGUのキャッシュ・フローから回収可能である）。

- (2) 減損テストは破綻しておらず、そのテストが果たすように IASB が設計した目的を引き続き果たしている。
 - (3) 取得したのれんが企業結合の当初の便益によりもはや表されない限りで、事後の業績に関する新たな開示は、のれんの帳簿価額が表すもの及び表さないものを利用者がより良く理解するのを助ける。
 - (4) のれんの帳簿価額の恣意的な減少は有用な情報を提供せず、実際には（のれんの減損が最終的に提供するであろう）有用な情報の喪失をもたらす。
 - (5) ある時点で残存する企業結合から生じる当初の便益を決定及び測定することは不可能であり、したがって、のれんの帳簿価額をどの程度減額するかを決定することは不可能である。
 - (6) 減損テストが適切に適用されていない場合、償却を導入することはその問題に対する解決策ではない。
50. 全体として、スタッフはのれんの帳簿価額を減額したいという希望は、償却を再導入するための十分に強力な論拠ではないと考えている。
51. IASB スタッフは、ディスカッション・ペーパーが IASB に‘too late’問題と利害関係者の懸念の基礎をさらに追及する機会を与えると考えている。それは、減損テストの目的の誤解であるのか、減損テストの適用に対する懸念であるのか、又は単に、のれんが減少したパターンを反映するかどうかにかかわらず、のれんの帳簿価額を減らすこと利害関係者が望むということであるのか。それが判明したら、IASB は自身の予備的見解がこの問題に対する最良の対応であるかどうかを決定することができる。IASB スタッフは、ディスカッション・ペーパーに減損テストの設計及び目的の説明（限界を認識しつつも、減損テストが何をするように設計されているか、及び、事後の業績に関する追加の開示と併せて、どのように利用者に有用な情報を提供する可能性があるかを説明する。）を含めて草案を作成するつもりである。

(後 略)

以 上